

育てよう

一人ひとりの

人権意識

6月1日は
人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、この日を中心に一層の人権思想の啓発に努めています。

残念ながら差別や偏見が引き起こす人権侵害は、私たちの身の回りから、いまだに姿を消していません。

一人ひとりがこの事実を身近にとらえ、人権を尊重する社会の実現に意識的に取り組んでいきましよう。

国民の基本的人権を守る人権擁護委員は、いわば民間人による「人権の番人」として、常に積極的な相談・啓発活動を行っています。

町にも、5人の人権擁護委員があり、今月は1日(木)に人権相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。
※相談日は、「そうだん」、「6月の行事カレンダー」欄に再掲してあります。



食の安全・安心を守るために

農薬は



適正に使用しましょう！

無登録の農薬は絶対に使っちゃいけません。農薬のラベルに記載されている「作物名」・「使用量」・「希釈倍数」・「使用時期」・「有効成分」ことの総使用回数」を必ず守りましよう。

◆農薬散布の際の留意点

- ①有効期限は大丈夫ですか？
- ②周辺への飛散防止対策をとりましよう。

- ③農薬は使用記録をきちんと残しましよう。

- ④水田からの農薬流出を防ぎましよう。

- ⑤揮散する農薬は被覆が必要で

◆残留農薬のポジティブリスト

制度が始まりました。

食品衛生法に基づき、食品ごとに農薬などの残留基準を設定し、基準を超えるものの流通を禁止する制度です。

樹木などに農薬を散布する場合でも、近くに食用の農作物がある場合は特に注意しましよう。問合せ 県農産物安全課農薬・植物防疫担当

☎048-83014053

農振農用区域除外申請の受付

町では、優良農地の確保・保全のため、「農用地として利用すべき区域」を農用区域として指定しています。

農用区域域内では、農地を農地以外のもの(宅地など)にする場合、農地転用に先立ち、農用区域除外申請が必要です。

ただし、除外できる主な用途は次のとおりです。

- ・自己用住宅用地
- ・事業拡張のための用地(地続きに限る)
- ・農業用施設用地
- ・植林

事業計画が定まり、希望されるかは7月3日(月)から18日(火)までに申請してください。

問合せ 農業委員会
☎62-1230 内線153

農地の転用は許可が必要です

農薬のラベル表示について



農林水産省登録 第.....号

表示の例

作物名	適用害虫名	希釈倍数	時用時期	本剤及び〇〇(成分名)を含む総使用回数	使用方法
トマト	アブラムシ類	1000~2000倍	収穫7日前まで	3回以内	散布
...

必ずラベルの内容に従って使用しなければなりません。